

地方就職学生支援金の対象者について

下記、「1. 移住等に関する要件」と「2. 就業に関する要件」の、両方の要件を満たす方が対象です。

※詳細は、要綱をご確認ください。

※東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県をいい、条件不利地域を除く。）

1. 移住等に関する要件

下記（１）、（２）、（３）にすべてに該当すること。

（１）移住元に関する要件（※次に掲げる事項の全てに該当すること。）

①大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内のキャンパスに在学し、当該大学等を卒業若しくは修了している又はする見込みである。	☐
②大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内に継続して在住している。	☐

（２）移住先に関する要件（※次に掲げる事項の全てに該当すること。）

①藤枝市に移住した。 ただし、在学中に申請する場合は、勤務地が静岡県内に所在する企業等に就職することが内定している。	☐
②申請時において、卒業又は修了日から１年以内かつ就業開始日から１年以内である。 ただし、在学中に申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前１年以内である。	☐
③藤枝市に、申請日から５年以上、継続して居住する意思を有している。 ただし、在学中に申請する場合は、卒業後に上記内定企業等に就職し、藤枝市に移住する意思を有している。	☐

（３）その他の要件（※次に掲げる事項の全てに該当すること。）

①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。	☐
②日本人である。【※日本国籍である】 外国人の場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する。	☐

2. 就業に関する要件

下記（１）、（２）、のすべてに該当すること。

（１）就業先に関する要件（※次に掲げる事項の全てに該当すること。）

①大学等を卒業又は修了した場合は、静岡県内に所在する企業等に当要綱第３条第１号ア（ア）の要件を満たす大学等を卒業又は修了してから１年以内に就職している。	☐
②勤務地又は勤務予定地が静岡県内に所在する。	☐
③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者、接待業務受託営業者でない。	☐
④暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でない。	☐
⑤官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと	☐
⑥就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でない。	☐

（２）就業条件に関する要件（※次に掲げる事項の全てに該当すること。）

①週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業である。ただし、在学中に申請する場合は、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みである。	☐
②静岡県内での勤務地限定型社員としての採用である。ただし、在学中に申請する場合は、静岡県内での勤務地限定型社員としての採用予定である。	☐